

全国町村会規約

〔大正10年2月11日 制定〕
〔昭和22年8月4日 改組〕

最終改正 平成23年7月8日

第1章 総 則

(名称、組織)

第1条 本会は、全国町村会と称し、各都道府県内の町村長で構成する当該都道府県町村会をもってこれを組織する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区永田町1丁目11番35号に置く。

(目的)

第3条 本会は、都道府県町村会の連絡協調を図り、町村行政の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 都道府県町村会との連絡上必要な各種会議の開催
- 二 町村の行財政に関する調査研究及び中央関係機関との連絡調整
- 三 国と地方の協議の場に関する法律に基づく、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議の場（以下「国と地方の協議の場」という。）への参画
- 四 地方自治法第263条の3第2項の規定に基づく、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出（以下「内閣又は国会に対する意見具申」という。）
- 五 全国町村長大会の開催
- 六 機関紙その他地方自治に関する資料の作成、配布
- 七 町村の財産損害補てんに関する事業
- 八 町村職員の教養、福利厚生及び損害補てんに関する事業
- 九 その他目的達成上必要な事業

第2章 会 議

(会議)

第5条 本会の会議は、理事会、正副会長会及び政務調査会とする。

2 前項の会議は、会長がこれを招集する。ただし、理事定数の4分の1以上から会議に付議すべき事件を示して理事会の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議における議長の職務は会長がこれを行う。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第10条第2項の規定に基づき副会長がその職務を代理し、会長及び副会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、その会議に出席している者の中から臨時の議長を互選する。

- 4 会議は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 5 議事は、出席している者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合においては、議長は、その構成員として議決に加わる権利を有しない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、次条第2項第二号の会長の選挙については別に定めるところによる。

(理事会)

第6条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- 一 規約の改正
- 二 会長の選挙並びに副会長及び監事の選任
- 三 予算の議決及び決算の認定
- 四 顧問の委嘱
- 五 参与の委嘱
- 六 決議及び要望の決定
- 七 国と地方の協議の場に関する事項
- 八 内閣又は国会に対する意見具申に関する事項
- 九 規約及び規程により定められた事項
- 十 その他会長が必要と認めた事項

- 3 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、前項第二号の会長の選挙の場合を除き、当該理事の指名する者を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前条第4項の規定の適用については、前項の規定により表決を委任した理事は、当該理事会に出席したものとみなす。
- 5 会長は、急施を要する事項については、書面を送付して理事の賛否を求め、理事会に代えることができる。

(正副会長会)

第7条 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。

2 正副会長会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- 一 理事会の付議事項
- 二 重要な諸規程の制定及び改廃(次条第3項及び第9条第7項に規定する事項を除く。)
- 三 規約及び規程により定められた事項
- 四 その他会長が必要と認めた事項

3 前条第2項第六号から第八号までに關する緊急案件については、正副会長会の議決をもって理事会の議決に代えることができる。

4 前項の規定により処置した場合は、次の理事会に報告しなければならない。

(政務調査会)

第8条 政務調査会は、政務調査委員をもって構成する。

- 2 政務調査会に付議すべき事項は次のとおりとする。
 - 一 町村行財政に関する重要事項の調査研究
 - 二 その他会長が必要と認めた事項
- 3 政務調査会の組織、運営の基本的事項は理事会に諮って会長が定める。

第3章 役員等

(役員を選任)

第9条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長1人
 - 二 副会長11人又は12人
 - 三 理事47人
 - 四 政務調査委員46人
 - 五 監事4人
- 2 会長は、都道府県町村会の長の中から理事会においてこれを選挙する。
 - 3 副会長は、別記の地区別定数に基づき都道府県町村会の長の中から理事会においてこれを選任する。なお、副会長のうち3人を会長代行とし、副会長の互選に基づき会長がこれを指名する。
 - 4 理事は、都道府県町村会の長をもってこれに充てる。
 - 5 政務調査委員は、会長を除く理事をもってこれに充てる。
 - 6 監事は、別記の地区別定数に基づきそれぞれ推薦された理事3人及び会長が指名する外部監事1人とし、理事会においてこれを選任する。
 - 7 会長の選挙並びに副会長及び監事を選任に関し必要な事項は理事会に諮って会長が定める。

(役員職務)

第10条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐するとともに各地区内の意見を集約し、常時会務に参与する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名するところによりその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会における議案の審議等重要会務に参与する。
- 4 政務調査委員は、町村行財政に関する調査研究を行う。
- 5 監事は、会計を監査する。

(会長の専決)

第10条の2 第6条第2項第六号から第八号までに關する緊急案件については理事会を開くいとまがないときは、会長がこれを専決することができる。

- 2 前項の規定により専決した場合は、次の理事会及び正副会長会に報告しなければならない。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。

- 2 前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。ただし、前任者の任期満了の前日に選挙を行った場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

3 前任者の任期満了の日後に選挙を行う場合においては、前任者は後任者の就任するまでなお在任する。

4 補欠により、役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第5項の規定にかかわらず、理事会において出席している者の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決をする前に、弁明の機会を与えなければならない。

一 職務上の義務の違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(実費弁償等)

第13条 役員は外部監事を除きすべて無報酬とする。ただし、必要に応じ実費を弁償するほか退任に際し記念品を贈ることができる。

2 外部監事の報酬は正副会長会に諮って会長が定める。

(顧問、参与)

第14条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長の推薦により理事会の議決を経てこれを委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応ずるとともに正副会長会において意見を述べることができる。

4 参与は、会長の諮問に応ずる。

第4章 事務局

(職員の任免)

第15条 本会に事務総長のほか必要な職員を置き、会長がこれを任免する。ただし、事務総長については正副会長会に諮って任免する。

(事務局の組織等)

第16条 事務局の組織・所掌事務等は正副会長会に諮って会長が定める。

第5章 会計

(経費、会費)

第17条 本会の経費は、会費、負担金、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

2 会費は、都道府県町村会の負担とし、その金額及び分賦方法等は、毎年度予算でこれを定める。

(予算)

第18条 本会の毎年度歳入歳出予算は、会長がこれを調製し、年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 本会の会計年度は、国の会計年度による。

(決算)

第19条 本会の決算は、会長がこれを理事会の認定に付さなければならない。

第6章 補 則

(規約の改正)

第20条 この規約は、理事会の議決を経なければ、これを変更することができない。

(委任規定)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

附 則 (平成23年7月8日)

この規約の一部改正は、平成23年7月8日から施行する。

別 記

地 区 別 定 数

地 区	所 属 都 道 府 県	副会長	監 事
東 部	北 海 道	北海道	1
	東 北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	
	関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・ 神奈川・山梨	
中 部	北 信	新潟・富山・石川・福井・長野	1
	東 海	岐阜・静岡・愛知・三重	
	近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	
西 部	中 国	鳥取・島根・岡山・広島・山口	1
	四 国	徳島・香川・愛媛・高知	
	九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・ 鹿児島・沖縄	
計		12	3

(注1) 北海道地区及び副会長の定数が2人となっている地区から会長が選出された場合、当該地区の副会長の定数を1人減じ、副会長数を11人とする。

(注2) 監事は理事である者の定数を示す。